

一般廃棄物収集運搬業許可証

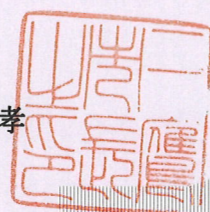
住所 (所在地) 神奈川県愛甲郡愛川町角田 3667 番地
 氏名 (名称) 株式会社 アクト・エア
 (代表者氏名) 代表取締役 富岡 康則

令和8年2月6日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 8 年 3 月 26 日

三鷹市長 河村 孝

記



- 1 取り扱う廃棄物の種類 事業系一般廃棄物(食品系廃棄物)
- 2 事業の区分 収集・運搬 (保管・積替え及び積み置きを除く。)
- 3 作業場所 三鷹市の行政区域内
(許可申請書に添付の「作業場所(排出事業所)」に限る。)
- 4 運搬先 株式会社アクト・エア 総合リサイクルセンター
- 5 有効期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 10 年 3 月 31 日まで
- 6 許可の条件 次頁のとおり
- 7 変更の状況

変更年月日及び 文書番号	変更内容	印
年 月 日 号		
年 月 日 号		

次頁につづく

前頁のつづき

変更年月日及び 文書番号	変更内容	印
年 月 日 号		
年 月 日 号		
年 月 日 号		

許可の条件

- 業務に使用する車両は、食品循環資源の運搬専用車とし、他のごみとの混載を禁止する。
- 食品系廃棄物の排出量は、事前に本市に提出した事業計画書の数量の範囲内とする。
- 業務に使用する車両は、許可登録された車両とすること (許可申請書に添付の「運搬車等の運搬施設一覧」に限る。)
- 作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」及びその他の関係法令等の規定を遵守するとともに、生活環境保全等の目的達成のため、本市の指示に従うこと。
- 排出事業者と協力して廃棄物の資源化及び減量化に努めること。
- 申請時の内容に変更が生じた場合、変更の届けを速やかに提出すること。
- 一般廃棄物処理業務実績報告書(様式第24号)を毎月 10 日までに提出すること。
- この許可によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡しないこと。
- 収集・運搬にあつては、交通の妨害や地域住民に迷惑のかからないよう細心の注意を払うこと。
- 許可条件及び市の指示に違反した場合、許可の取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三鷹市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

この許可については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、三鷹市を被告として(訴訟において三鷹市を代表する者は三鷹市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。